

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校における
研究費等の適正使用に関する行動規範

(令和 2 年 5 月 12 日 制定)

(令和 2 年 10 月 6 日 改正)

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校は、水産業を担う人材の育成を図るため、水産に関する学理と技術の教授を行うが、その基盤となる人材育成のための研究は社会からの信頼と負託によって支えられている。公的研究費の不適正な使用は、その信頼と付託を大きく損なうものであり、その影響は本校だけにとどまらず、広く公的研究費にかかる助成制度そのものにも悪影響を及ぼすことにもなりかねない。

このことを踏まえ、本校は、次の通り公的研究費の使用に関する行動規範を定める。

水産大学校の教職員（以下、教職員）は、これを誠実に実行しなければならない。

- 1) 研究費等の原資は、国民の税金であることを認識し、公正かつ効率的に使用するとともに、その使用について説明責任があることを自覚すること。
- 2) 公的研究費の使用にあたり、関係する法令・通知及び大学校が定める規程ならびに事務処理手続及び使用ルールを遵守すること。
- 3) 公的研究費の使用について、計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行うこと。
- 4) 教職員間の相互の理解と緊密な連携・協力により公的研究費の不適正な使用を未然に防止するよう努めること。
- 5) 公的研究費の使用にあたり、取引業者や学生との関係において国民の不信や疑惑を招くことのないように公正に行動すること。特に、いわゆる「還流行為（作業等に從事した学生に対して支給した給与や謝金の全部又は一部を教職員の指示により回収すること）」は、学生本人の承諾がある場合を含め、いかなる理由があっても行わないほか、教職員と学生との間の現金の貸し借りは行わないこと。
- 6) 公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続及び使用ルールの理解に努めること。
- 7) 研究費等の不適正な使用が疑われる場合は、速やかに本部研究推進部研究支援課に通報すること。